



平成 29 年 2 月 21 日

「健康経営優良法人～ホワイト 500～」の認定について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 29 年 2 月 21 日（火）、経済産業省及び日本健康会議※が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人～ホワイト 500～」に認定されましたので、お知らせします。

この「健康経営優良法人認定制度」は、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的として今年度より創設されました。

当行は、経済産業省が実施する平成28年度の「健康経営度調査」において所定の基準を満たしたことから、この度、優良な健康経営を実践している企業として「健康経営優良法人」の認定を受けました。

当行では、今後も引き続き従業員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、健康保持・増進を目的とした施策の拡充や啓蒙活動を進めてまいります。

※日本健康会議とは、少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体です。経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的としています。

以 上



健康経営優良法人

Health and productivity

ホワイト500

健康経営優良法人（ホワイト500）について

(1) 概要

- これまで上場企業を対象とした「健康経営銘柄」*が実施されていたが、今年度より日本健康会議と共同で、上場企業に限らず大規模法人のうち保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を「健康経営優良法人～ホワイト500～」として認定・公表する制度を創設した。2020年までに500社程度の選定を目指す。
- 経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答し、設定された認定基準に適合した企業が認定される。

※健康経営銘柄について

東京証券取引所に上場する企業の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介している。原則1業種1社が選定され、企業による「健康経営」の取組みを促進することを目指している。なお、「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを指す。

(2) 認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
①経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信	必須	
②組織体制			健康づくり責任者が役員以上	必須	
③制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率 ②受診勧奨の取組み ③ストレスチェックの実施	左記①～⑭のうち11項目以上	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定		
		ワークライフバランス	⑥適切な働き方実現に向けた取組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取組み		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施及び特定保険指導実施機会の提供		
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取組み ⑩運動機会の増進に向けた取組み ⑪受動喫煙対策		
		感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取組み		
		過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取組		
		メンタルヘルス対策	⑭不調者への対応に関する取組		
取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須		
④評価・改善			取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
			保険者との連携	健保等保険者と連携	
⑤法令遵守・リスクマネジメント			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	必須	